

電気通信番号規則等の一部改正について

(諮問第3095号)

<目次>

1 諮問書	1
2 改正概要	3
3 新旧対照表	10
・ 電気通信番号規則の一部を改正する省令案	
・ 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案	

(参考)

・ 電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案	12
-------------------------	----



諮問第3095号
平成29年6月23日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 山本 早苗

諮問書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第50条第1項の規定による電気通信番号の基準に係る省令委任事項を定めるため、電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）等の一部を改正することとしたい。

については、法第169条第4号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

電気通信番号規則等の一部改正について

平成29年6月23日

総務省

総合通信基盤局

諮問の背景・概要

背景

- M2M等専用番号の導入に伴う携帯電話番号の有効利用に向けた検討を行う中で、平成27年12月、情報通信審議会答申「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」において、使用のないFMC等専用番号(060番号帯)を、将来的に携帯電話番号として使用することを見据えて留保することが適当との言及。
- これを踏まえて、FMC等専用番号を060番号帯から別の番号帯に移行し、060番号帯は留保するよう措置を検討。

改正の概要

- 電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)
 - FMC等専用番号として、060番号帯から0600番号帯へ移行
 - ※ 現在、FMC等専用番号として規定されている060番号帯(0601~0609)は留保とする。
- 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)
 - ユニバーサルサービスに係る負担金の徴収の対象である060番号帯を0600番号帯に移行

(参考:諮問対象外)

- 電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)
 - FMC等専用番号に関する報告様式の整備

施行期日

公布の日から施行

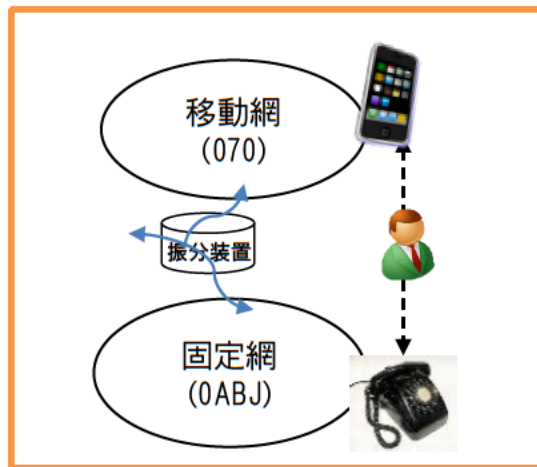
電気通信番号規則におけるFMC (Fixed-Mobile Convergence)サービス

概要

- 網形態、通話料金、通話品質などを問わず、複数の網を組み合わせることにより、1番号、1コールで提供されるサービス。

網イメージ(例)

移動(070等)と固定(0ABJ)の組合せ

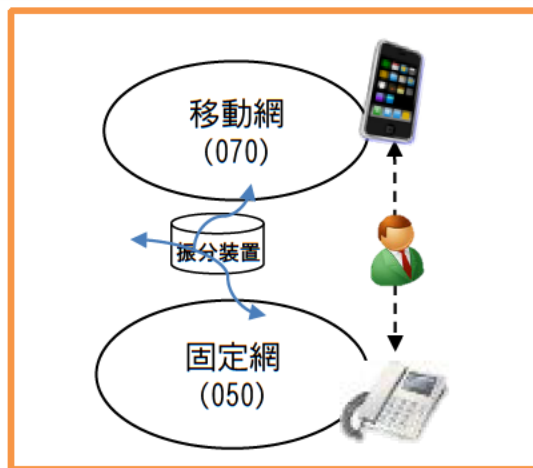


使用可能番号

060、070等

NTTコミュニケーションズが提供
(平成23年3月サービス終了)

移動(070等)と固定(050)の組合せ

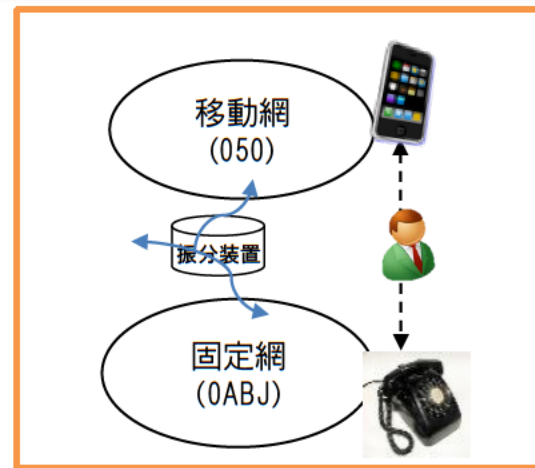


使用可能番号

060、070等、050

NTTドコモが提供中(070等)

固定(0ABJ)と移動(050)の組合せ



使用可能番号

060、050

※1 上記以外の網の組合せも可能(固定-固定、移動-移動も可)

※2 転送の仕組みを利用することで、1コールではない類似のサービスが可能

携帯電話・PHSの電話番号を含む0A0番号帯の使用状況

- 携帯電話・PHSの電話番号は、(主に音声)「070」、「080」及び「090」で始まる11桁の電話番号を指定しているが、平成29年3月末時点で、指定可能な番号数の残は070番号帯の2,590万番号。(2億7,000万番号のうち2億4,410万番号を指定済み)
- M2M等専用番号として、平成29年1月、「020」を追加。

0A0番号帯の使用状況 (平成29年3月末)

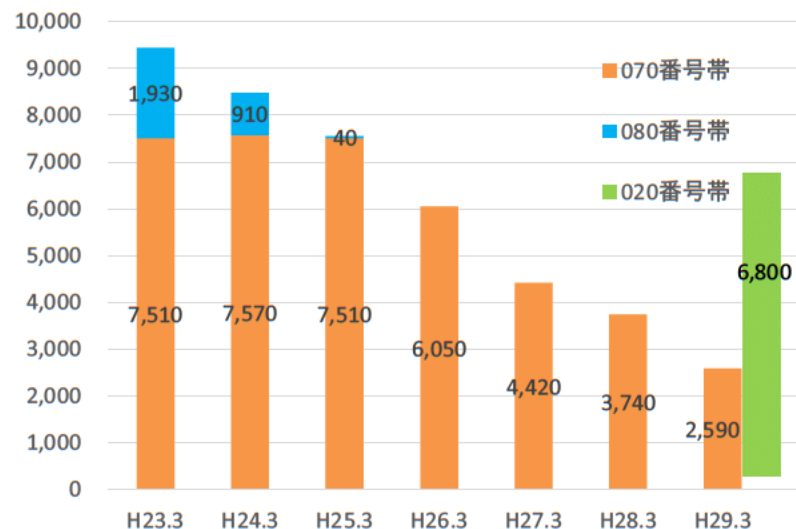
番号帯	用途	番号容量 ^(注1)	指定済み数	指定可能数
010	国際電話			
020	M2M等専用番号 ^(注2)	8,000万	1,200万*	6,800万
030	(未指定)			
040	(未指定)			
050	IP電話	9,000万	2,367万	6,633万
060	FMC等サービス	9,000万	(未指定)	9,000万
070	携帯電話／ PHS	9,000万	6,410万	2,590万
080		9,000万	9,000万	0
090		9,000万	9,000万	0

注1: 現在、0A0の次の4桁目が0である番号は使用されていない。

注2: 020-4番号のみ発信者課金無線呼出しに指定。

※: 平成29年5月末現在、1,640万番号指定済み。

携帯電話・PHSの電話番号の指定可能数の推移



(参考1) 0A0番号(0A00番号を含む)の用途

4桁目 上3桁	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
010	国際プレフィックス									
020		M2M等			発信者課金 無線呼出し	M2M等				
030										
040										
050		IP電話								
060		FMCサービス等								
070		携帯電話／PHS								
080	着信課金 サービス									
090										

※ 0A0 + CDEFGHJK 通常、0A0番号は4桁目の数字(C)が1から9までの11桁の番号。

(参考2) FMC等専用番号の移行先候補

移行先候補	容量(単位:番号)	留意点
0600 + 7桁	1,000万	<ul style="list-style-type: none"> ・移行前の060番号(0601~0609番号)に隣接 ・将来、0601~0609番号を携帯電話向けに開放する場合、携帯電話番号と誤認の恐れ
0500 + 7桁	1,000万	<ul style="list-style-type: none"> ・IP電話番号(0501~0509番号)との識別のために必要なネットワーク改修等の費用が高額になる恐れ ・移行直後から、IP電話番号と誤認の恐れ
0AB0 + 6桁 (A≠6 and B≠0、 0130など未使用番号)	100万	<ul style="list-style-type: none"> ・移行前の060番号との関連性が希薄 ・番号容量が不足する恐れ
0610 + 6桁	100万	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪06+1XY番号と衝突 ・番号容量が不足する恐れ
専用番号の廃止	—	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者からFMC等専用番号の存続の要望あり

(参考) 過去、NTTコミュニケーションズは、060番号帯において104万番号を使用(平成17年3月末時点)

(参考3) 携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方 平成27年12月17日情報通信審議会答申(抜粋)

第4章 その他

以上に述べてきたように、M2M等専用番号の導入や携帯電話番号の指定基準の見直しを行っても、携帯電話番号のひっ迫（不足）が生じる場合も考えられる。したがって携帯電話番号（090/080/070）と隣接している060番号については9,000万番号が未指定の状態となっているため、携帯電話番号の需要やM2M等専用番号の利用動向を踏まえつつ、将来的に携帯電話番号として使用することも見据えて留保しておくことが適当である。

また、0AB0番号帯の一部は付加サービス向けに使用してきており、0800番号は着信課金サービスを識別するための番号として使用されているところ、0900番号及び0700番号についても付加サービスに用いるべきとの考え方も取り得る。一方、0900番号及び0700番号は未使用であるところ、番号のひっ迫状況によっては、将来的に携帯電話向けに使用するべきとの判断もあり得るため、引き続き留保しつつ、番号の使用状況全般を注視していくことが適当である。

○電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）の一部を改正する省令案新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一 第一号～第八号（略） 第九号（第10条第1項第1号関係） <u>600DEFGHIJK</u></p> <p>ただし、<u>DEF</u>は、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定められる数字とする。</p> <p>注 英字は、十進数字とする。 第十号～第十二号（略）</p>	<p>別表第一 第一号～第八号（略） 第九号（第10条第1項第1号関係） <u>60CDEFGHIJK（Cは0を除く。）</u></p> <p>ただし、<u>CDEF</u>は、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定められる数字とする。</p> <p>注 英字は、十進数字とする。 第十号～第十二号（略）</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を改正する省令案新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第11（第25条関係）			
電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号	電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号
1～7（略）	（略）	1～7（略）	（略）
8 電気通信番号規則第10条第1項第1号に規定する電気通信番号	<u>600DEFGHIJK</u>	8 電気通信番号規則第10条第1項第1号に規定する電気通信番号	<u>60CDEFGHIJK</u>
9・10（略）	（略）	9・10（略）	（略）
注1・2（略）		注1・2（略）	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

3～8 (略)
第3表 (略)

様式第29 (第9条関係)

号)、「8811」、「0911」、「0601」、「050」又は「0AB0」を記載すること。
3～8 (略)
第3表 (略)

様式第29 (第9条関係)

電気通信番号の使用状況報告等				年	月末現在
				事業者名	
電気通信番号の種類	電気通信番号	自社が指定を受けた電気通信番号	他事業者が指定を受けた電気通信番号	(4) 算定対象電気通信番号数	
1～4 (略)	(略)	(1) 番号使用数	(3) 番号ポ	(1)－(2) ＋(3)	
		(2) うち呼転送機能等により最終利用者に見えない形で用いられているもの	ータピリ テイにより 自社の最 終利用 者に用 いられて いるもの		
8 電気通信番号規則第10条	600から始まる電気通信番号				

電気通信番号の使用状況報告等				年	月末現在
				事業者名	
電気通信番号の種類	電気通信番号	自社が指定を受けた電気通信番号	他事業者が指定を受けた電気通信番号	(4) 算定対象電気通信番号数	
1～4 (略)	(略)	(1) 番号使用数	(3) 番号ポ	(1)－(2) ＋(3)	
		(2) うち呼転送機能等により最終利用者に見えない形で用いられているもの	ータピリ テイにより 自社の最 終利用 者に用 いられて いるもの		
8 電気通信番号規則第10条	60から始まる電気通信番号				

第1項第 1号の電 気通信番 号					
9・10 (略)	(略)				
合 計					

注1～5 (略)

第1項第 1号の電 気通信番 号					
9・10 (略)	(略)				
合 計					

注1～5 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。